

- 4月から、全国のハローワークに設置した「特別相談窓口」に加え、**地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置**するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施。
- 第3次補正予算では、**上記に加え、次の施策により、障害者に対する就職支援の充実を図る。**

## 各支援施策の概要

### ① 被災地の障害者に係る実習型雇用終了後の正規雇用奨励金の拡充

実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者(※1)について、被災地(※2)の企業での実習期間終了後に、正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充する(支給回数を3回に増やし、計150万円支給(現行は2回支給。計100万円))。

※1 ①対象県(=青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県。以下同様)の区域のうち、災害救助法適用市町村に3月11日時点において居住していた者、又は②対象県の区域のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に就業しており、震災により離職を余儀なくされた者

※2 対象県内に所在する事業所

### ② 障害者就業・生活支援センターの就業支援体制の充実

被災地の「障害者就業・生活支援センター」について、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者の追加配置や事務補助員の配置を行う。

- ・ 就業支援担当者 : 岩手県(9ヶ所)・宮城県(7ヶ所)・福島県(6ヶ所)のセンター 計22ヶ所
- ・ 事務補助員 : 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用市町村(東京を除く)のセンター 計42ヶ所

### ③ 地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実

被災地の「地域障害者職業センター」について、障害者の職場適応を容易にするジョブコーチ支援や職業準備支援の充実を図る。

- ・ ジョブコーチの増員 : 岩手県・宮城県・福島県のセンター
- ・ 職業準備支援の評価アシスタントの増員 : 宮城県のセンター